

教育と法Ⅳ

（学校の保健安全管理）

明星大学教育学部教授 樋口 修資



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 学校保健安全の意義について
- 2 学校の保健管理について
- 3 学校環境衛生基準について
- 4 健康相談と保健指導について
- 5 健康診断について
- 6 感染症予防について
- 7 学校保健管理と児童虐待防止について
- 8 学校保健管理とアレルギー対策について
- 9 学校安全計画について
- 10 学校安全推進計画について
- 11 学校環境の安全の確保について
- 12 危険等発生時対処要領について

1 学校保健安全の意義について

1 学校保健安全の意義について

学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、**子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。**



上記の観点から、児童生徒の健康の保持増進及び安全確保を図るため、**学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として、「学校保健安全法」が制定。**

2 学校の保健管理について

2 学校の保健管理について

学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）

「学校においては、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」



○「学校保健計画」は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきもの。

○「学校保健計画」には、①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項は必ず盛り込む必要がある。

3 学校環境衛生基準について

3 学校環境衛生基準について

学校保健安全法第6条（学校環境衛生基準）

「文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」



○学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない（6条2項）。

○校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする（6条3項）。

4 健康相談と保健指導について

4 健康相談と保健指導について

学校保健安全法第8条（健康相談）

「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」

学校保健安全法第9条（保健指導）

「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」



○近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康問題が生じるなど、児童生徒等の心身の健康問題が多様化・深刻化している中で、これらの問題に学校が適切に対応することが求められている。

○そこで、学校保健安全法では、学校の保健室の機能に「健康相談」と「保健指導」を加えて強化を図るとともに、校内の指導体制の充実を求めている。

○健康相談や保健指導は、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で、実施すべき。

5 健康診断について

5 健康診断について

学校保健安全法第13条（児童生徒等の健康診断）

「1 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に健康診断を行うものとする。」



○学校では、児童生徒等の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、あるいは治療を指示したり、運動や作業を軽減するなどの適切な措置をとらなければならない（第14条）。

○学校保健安全法施行規則では、児童生徒等の健康診断の方法及び技術的基準、時期（毎学年6月30日までに）、検査項目などについて定めており、その結果は、21日以内に保護者に通知し、法第14条の措置をとらなければならない。また、学校は、健康診断を行ったときは、健康診断票を作成しなければならない（進学・転学の場合、健康診断票を送付。5年間の保存期間）。

6 感染症予防について

6 感染症予防について

学校保健安全法第19条（出席停止）

「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」



○感染症に関する出席停止は、感染症予防の緊急性にかんがみ、教育の場、集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、感染症にかかった本人に速やかに治療させることにより健康な状態で教育を受けられるようにするという見地から行われる。

○校長は、児童生徒等の保護者又は高等学校の生徒等に対して、出席停止の理由及び期間を明らかにして、出席停止の指示をする（施行令第6条）。なお、出席停止期間は、感染症の種類に応じて、学校保健安全法施行規則第19条に定める基準によるとされる。

○校長は、出席停止の指示をしたときは、その旨を設置者に報告しなければならない（施行令第7条）。

6 感染症予防について

学校保健安全法第20条（臨時休業）

「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」



○感染症予防のための出席停止が児童生徒個々の者に対して行われる措置であるのに対して、臨時休業は、臨時に学校の全部または一部の休業を行うもので感染症の流行防止のためのより強力な措置である。

○授業の実施を休止するという重大な措置であることなどに鑑み、臨時休業は学校の設置者の責任において行うこととされている。

○児童生徒等の欠席率が通常時に比べ急速に高くなったときや、罹患した児童生徒等が急激に多くなったとき、校長は学校医等と相談の上、教育委員会に連絡し、教育委員会は時期を失することなく速やかに臨時休業の措置をとることとなる。

○同法第31条により学校の設置者が校長に委任している場合には、校長が臨時休業の措置や保健所との連絡を行うこととなる。

7 学校保健管理と児童虐待防止について

7 学校保健管理と児童虐待防止について

児童虐待防止法第5条（児童虐待の早期発見等）

「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師・・・は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」

児童虐待防止法第6条（児童虐待にかかる通告）

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所・・・に通告しなければならない。」



○学校の教職員は、日常的に子どもたちと接する機会が多く、子どもたちの変化に気づきやすい立場にあることから、日頃から「健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況の把握」等に努め、児童虐待を発見した場合には、速やかに児童相談所等に通告する義務がある。

○児童虐待に関する通告の対象は、平成16年の法改正により、「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されており、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人から見れば主観的に虐待があったと思うであろう場合であれば、通告義務が生じる。

8 学校保健管理とアレルギー対策について

8 学校保健管理とアレルギー疾患対策について

◆子供を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、心と体の両面に関わる様々な健康問題が生じており、特に、今日、**食物アレルギーなどのアレルギー疾患への対応など、学校における取組が求められる課題が顕在化。**

◆**アレルギー疾患などの子どもの現代的課題に対応する視点も含め、平成20年改正の学校保健安全法では、学校保健に関する学校の設置者の責務（第4条）、保健指導（第9条）、地域の医療機関等との連携（第10条）が新たに規定され、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通に取り組みられるべき事項について規定の整備が図られた。**



○食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、学校におけるアレルギー対応の基本的枠組みとして、**「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会策定）**に基づく対応が求められている。

○また、平成26年制定の**「アレルギー疾患対策基本法」**に基づき、**学校では、アレルギー疾患を有する児童等に対し適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない**こととされている。

8 学校保健管理とアレルギー疾患対策について

◆平成24年食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後に「アナフィラキシーショック」の疑いによりなくなるという事故の発生を受けて、文部科学省は、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知）」（平成26・3・26付け）を発出。

◆学校給食における食物アレルギー対応に関して、上記の「ガイドライン」に基づく対応の徹底が不可欠であると改めて確認し、学校に適切な改善・充実の取組を求めている。



- ① 学校給食における食物アレルギー対応においては、「ガイドライン」や「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく対応が重要であり、このため「ガイドライン」の周知と徹底の措置を講ずること。
- ② 「ガイドライン」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要があること。
- ③ 給食提供における事故防止徹底のため、アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善するよう取り組むこと。
- ④ 緊急時対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬「エピペン（登録商標）」の使用を促すための措置を講じるとともに、学校の状況に応じた危機管理マニュアルの整備が必要であること。
- ⑤ 教育関係者のみならず医療関係者をはじめ幅広い関係者が共通認識をもって食物アレルギー対応に当たる必要があり、連携体制の構築が必要であること。

8 学校保健管理と食物アレルギー対策

- ① 学校における食物アレルギー対応・・・学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対して、「ガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須にするという前提の下、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、**具体的アレルギー対応について一定の方針を定めることが必要。**
- ② 学校内のアレルギー対応に当たっては、**特定の職員に任せず、校内委員会を設けて組織的に対応することが重要。**児童生徒ごとの個別対応プランの作成、症状の重い児童生徒に対する支援の重点化などの取組を図り、**組織対応による事故の予防に努める必要。**
- ③ 学校給食の提供においては、**安全性を最優先し、献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化や食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫、食材の原材料表示、誰が見てもわかりやすい献立表の作成などの実施に努める必要。**

8 学校保健管理と食物アレルギー対策

④緊急時の対応については、**学校の状況に応じた実践可能なマニュアル等を整備し、その際、例えば、既存の危機管理マニュアル等について、アレルギー対応の観点から見直すなどの取組が求められること。**

⑤学校では、**緊急時対応に備えた校内研修の充実を図り、教職員の誰もが「エピペン（登録商標）」の使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むことが必要。**
なお、**教職員による「エピペン」の使用については、自ら注射できない本人に代わって、緊急やむを得ない措置として行うものであり、医師法違反とはならないことに留意。**

⑥学校におけるアレルギー対応については、**保護者との連携を図る必要がある、特に入学前において、入学後に学校における適切なアレルギー対応ができるよう、学校や給食調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、保護者からの十分な情報提供を求めることが重要。**

9 学校安全計画について

9 学校安全計画について

学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）

「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」



○学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、危険又は危害の発生時に適切に対処することができるよう、学校の施設設備及び管理運営体制の整備充実などに努める責務（第26条）。

○それぞれの学校では、①施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活等における安全指導、③教職員に対する研修などに関する総合的な「学校安全計画」を策定し、実施しなければならない。

○「学校安全計画」は、児童生徒等の安全確保に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の取組状況等を踏まえ、作成されるべきもの。

10 学校安全推進計画について

10 学校安全推進計画について

◆学校保健安全法では、国が「学校安全推進計画」を策定することを定めており（第3条第2項）、国の推進計画は、各学校が策定する「学校安全計画」のガイドラインの役割をもつ。

◆国は、平成29年3月に「第2次学校安全推進計画」（平成29年度～33年度の5か年）を策定し、今後の学校安全の推進の方向性として、目指すべき姿や施策目標に基づき、具体的な取組を推進することが盛り込まれている。

◆第2次学校安全推進計画の主な柱建ては、①学校安全に関する組織的取組の推進、②安全に関する教育の充実方策、③学校の施設及び設備の整備充実、④学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止、⑤家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進である。

11 学校環境の安全の確保について

10 学校環境の安全の確保について

学校保健安全法第28条（学校環境の安全の確保）

「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」



○学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、プール事故や学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえて、施設設備の不備や危険個所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずることが求められる。

○学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意する必要がある。

12 危険等発生時対処要領について

12 危険等発生時対処要領について

◆児童生徒等の安全確保のため、突発的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故の発生時の安全管理については、校長のリーダーシップの下、学校全体で対応に当たる体制をあらかじめ構築することが重要。

◆このため、学校保健安全法では、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することが義務付けられている（第29条）。

◆校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じるものとされる。

◆危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであり、その内容は、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとすることが求められている。

おわりに

教育と法Ⅳ

（学校の保健安全管理）

明星大学教育学部教授 樋口 修資



独立行政法人教職員支援機構